

令和元年第4回砂川市議会定例会

令和元年12月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 元年 3定 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第10号 元年 3定 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第11号 元年 3定 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第12号 元年 3定 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第13号 元年 3定 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについて
議案第14号 元年 3定 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を定めることについて
議案第15号
- 日程第 6 議案第 2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

飯澤 明彦議員

高田 浩子議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 9日

至 12月11日

3日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 元年 3定 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第10号 について

元年 3定 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第11号 について

- 元年 3定 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求める
議案第12号 ことについて
- 元年 3定 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるこ
議案第13号 とについて
- 元年 3定 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
議案第14号 めることについて
- 元年 3定 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定
議案第15号 を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について
- 議案第 3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関す
る規約の制定について

議案第 1 号 令和元年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長	水島美喜子君	副議長	増山裕司君
議員	中道博武君	議員	永関博紀君
	多比良和伸君		佐々木政幸君
	高田浩子君		飯澤明彦君
	増井浩一君		北谷文夫君
	沢田広志君		辻 勲君
	小黒弘君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理者	
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田 基
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 河 原 希 之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形 讓

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 和 泉 肇

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 斉 藤 亜 希 子

〔開会前に、議長より新説明員紹介〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和元年第4回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、飯澤明彦議員及び高田浩子議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

4 ページ、総務部市長公室課の関係では、5点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて市政功労者6名、善行者4名の表彰及び永住功労者112人、高額寄附7件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、5ページ、6点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月6日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、7点目の砂川市地域防災訓練について、10月20日、公民館において地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、公民館を指定避難所としている8町内会、

砂川地区広域消防組合、砂川警察署、砂川市防火防災協力会、北海道危機対策局、株式会社NTT東日本、砂川青年会議所、陸上自衛隊滝川駐屯地に協力を要請し、124人の参加があったところであります。当日は、住民避難訓練、初期消火訓練、段ボールベッド組み立て訓練、災害に関する講話、緊急物資配布訓練等を実施したところであります。

次に、6ページ、政策調整課の関係では、7点目の砂川市総合教育会議について、11月26日、第1回会議を開催し、全国学力・学習状況調査結果、小中学校適正規模・適正配置等について意見交換を行ったところであります。

次に、5点目の砂川市第6期総合計画における事務事業進行管理の実施結果の公表について、第6期総合計画第3次実施計画に掲げる366事務事業について、実績額・成果指標・活動指標の達成度やその理由などを自己分析する進行管理を行い、その結果をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表したところであります。

次に、6点目の第7期総合計画の策定に向けた取り組みについて、10月3日、第3回砂川市総合計画策定委員会を開催し、まちづくりの課題や将来像、人口推計について協議したところであります。また、10月10日、第3回砂川市総合計画審議会を開催し、まちづくりの課題や将来像、人口推計について協議し、承認されたところであります。その他、11月18日、20日、21日の3日間、市民のまちづくりに対する意見等を幅広く聞き、第7期総合計画策定に役立てるために市民を対象とした市民懇談会を開催し、3日間で43名の参加があったほか、11月26日から27日まで、各種団体を対象とした市民懇談会を開催し、2日間で30団体66名の参加があったところであります。

次に、8ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目の工事の発注状況について、砂川市庁舎建設に係る工事の発注状況につきましては記載のとおりであります。

次に、11ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発活動を掲載してございますが、9月24日、25日、27日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところであります。

次に、15ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、4点目のすながわ健康ポイント事業について、8月から10月までに575件の申請があったところであります。

次に、16ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目のチーム“SUNAGAWA”ブランディングプロジェクト（砂川市地域ブランド構築事業）について、10月15日から17日にかけて、東京都新宿駅西口広場イベントコーナーにおいて地域のちからコレクション2019に出展し、砂川市の統一ブランドコンセプトである「オアシス リパブリック（安心やすらぎ共和国）」のお披露目とPR、首都圏への販路開拓のためのマーケティング調査を実施したところであります。また、11月7日と12月2日の両日、地域交流センターゆうにおいて、一般社団法人地球MD代表理事の山本聖氏を総合コーディネーターに迎え、観光とまちづくり開発をテーマにチーム“SUNAGAWA”団結セミナー&ワークショップを開催し、102人の参加があったところであります。

次に、17ページ、5点目の観光宣伝活動について、9月6日、東京都サンシャインシティワールドインポートマートビルにおいて北海道の観光振興に寄与することを目的に北洋銀行の主催で観光ビジネスマッチングが開催され、旅行会社や出版社との個別面談等を通じ、今後のプロモーションについて情報収集を行ったところであります。また、10月8日、地域交流センターゆうにおいて、まちづくり観光デザインセンター代表加藤肇子氏をコーディネーターに迎え、3年間の活動を振り返る「おもてなし観光報告会」を開催し、48人の参加があったところであります。

次に、23ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は25件、539万1,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は13件、958万1,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は6件、126万3,000円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は1件、19万4,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は7件、237万2,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、7点目の住み替え支援事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は4件、40万円、(2)同居近居促進補助金は8件、95万円、(3)子育て支援補助金は17件、310万円、(4)移住促進補助金は3件、55万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、25ページ、市立病院の関係では、2点目の病院祭について、8月31日、地域住民との触れ合いを深め、信頼され、期待される病院を目指すため、第9回病院祭を開催しました。病院祭では、講演会や演奏会などのイベント、院内探検ツアーやセラピードックとの触れ合い、ボランティアラーメンのほか、職員による各体験コーナーなどを実施し、約1,100人の来場があったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会について、8月30日に第2回検討委員会が開催され、基本方針に基づく学校規模や関連施策等について、10月2日に第3回検討委員会が開催され、小中学校の学校数などについて、11月8日に第4回検討委員会が開催され、適正配置基本計画案についてそれぞれ協議しました。

次に、2点目の砂川市立学校における働き方改革行動計画の改定について、9月25日、教育委員会会議において、北海道教育委員会の「学校における働き方改革アクションプラン」の一部改定に準じ、勤務時間の上限などを盛り込んだ計画の改定を決定しました。

次に、3点目のスキー学習について、校長会との協議の結果、今年度は市内小学校の全学年が新十津川町そっち岳スキー場で、実施することとしました。

次に、4点目の砂川高等学校の説明会について、9月11日、地域交流センターゆうにおいて市PTA連合会の主催により開催され、高校から単位制の仕組み等を、教育委員会から市の支援策を説明し、保護者や教職員50人が参加しました。

次に、5点目の石山中学校公開研究会について、10月31日、「確かな学力の定着を目指す学習活動のあり方～「自分の考え」をもとに課題解決や考えの発信へとつなげる学習活動の工夫～」を研究主題として、公開授業と講演会に約120人の教員、関係者が参加しました。

次に、7点目のコミュニティ・スクール説明会について、11月12日、地域交流センターゆうにおいて、文部科学省CSマイスターである北海道科学大学、出口寿久教授による「地域とともにある学校づくり～コミュニティ・スクールと地方創生～」と題した講演等に市民など約100人が参加しました。

次に、2ページ、8点目の全道大会への出場と結果について、11月23日より札幌市で開催された北海道中学生演劇発表大会に砂川中学校演劇部3年、藤田茉奈加さんほか5人が出場し、優良賞の成績でありました。

次に、社会教育課所管では、1点目の秋のあいさつ運動について、9月11日から13日まで、あいさつ運動推進委員会の主催により、市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなどの57団体1,689人が参加しました。

次に、2点目の生涯学習市民の集い「いってみよう やってみよう2019」について、9月28日、公民館において社会教育委員の会議の主催により、北海道三井化学株式会社三共建具工業株式会社、公民館グループ・サークル、ネイパル砂川、砂川中学校、砂川高等学校、砂川警察署、砂川地区広域消防組合などの協力のもと、多彩な体験活動を行い、市民等479人が参加しました。

次に、3ページの公民館所管では、1点目の第52回砂川市民文化祭について、10月10日から13日まで、地域交流センターゆうにおいて市民文化祭実行委員会の主催により開催し、発表団体は芸能部門に34団体、文芸展示部門に40団体、発表者は両部門を合わせて約960人、鑑賞者は合わせて約2,100人でありました。

次に、3点目の紙袋ランタン&あかりフェスタについて、11月4日、公民館において市民文化祭実行委員会の主催により開催し、文化祭参加団体、児童等が制作した紙袋ランタンや集団画など400点が展示され、110人の市民が来場しました。

次に、4ページの図書館所管では、2点目の図書館お楽しみ会・秋について、11月2

日、図書館視聴覚スタジオにおいて、子ども読書活動ボランティア等の協力のもと、「風船」をテーマにしたおはなし会や風船あそびに幼児・小学生・保護者等63人が参加しました。

次に、4点目の図書館リサイクル市について、11月24日、図書館において不要となった約3,000冊の本の再利用を目的とした無料配布を実施し、192人が来場しました。

次に、5ページのスポーツ振興課所管では、1点目のはまなす国体開催記念・第30回北海道中学生剣道錬成大会について、9月15日、総合体育館において開催され、全道各地から137チーム、選手755人が参加しました。

次に、2点目の全道大会への出場と結果について、9月21日より滝川市、砂川市など4市町で開催された「第11回全日本少年春季軟式野球北海道予選会・第16回北海道中学校軟式野球選抜選手権大会」に砂川中学校野球部2年、西川蒔路君ほか19人が出場して優勝し、第11回全日本少年春季軟式野球大会への出場権を獲得しました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食調理業務の依頼について、奈井江町、浦臼町から、学校給食調理業務について令和2年8月以降砂川市に委託したいとの申し出があったことから、事務協議に入りました。両町の令和2年度の食数は、奈井江町325食・浦臼町153食の予定で、調理業務と洗浄業務を砂川市に委託し、配送業務と徴収業務は両町で実施します。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第5 元年3定議案第10号 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を
求めることについて
- 元年3定議案第11号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計
決算の認定を求めることについて
- 元年3定議案第12号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決
算の認定を求めることについて
- 元年3定議案第13号 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算
の認定を求めることについて
- 元年3定議案第14号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会
計決算の認定を求めることについて
- 元年3定議案第15号 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処
分及び決算の認定を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、令和元年第3回定例会議案第10号 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成30年度砂川市

下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 北谷文夫君（登壇） 令和元年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第10号から第15号までの平成30年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告を申し上げます。

9月11日に委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に中道博武委員が選出され、10月1日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第10号から第15号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより令和元年第3回定例会議案第10号から第15号までの一括討論に入ります。討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、令和元年第3回定例会議案第10号から第15号までを一括採決いたします。本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

- ◎日程第6 議案第 2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等

- の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て、議案第9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算の16件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第2号から第10号までを一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。地方公務員の臨時非常勤職員につきましては、各地方公共団体において任用、勤務条件等に関する取り扱いがさまざまであることが課題となっていたことから、臨時非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することを目的に平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行することになっております。法律の改正により、地方公務員の臨時非常勤職員について新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、これまで各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用されてきた臨時非常勤職員は会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行することとなり、本市においても会計年度任用職員制度を導入することから、本条例を制定するに至ったものでございます。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例であります。この条例の本則を章立てとし、目次を置いております。

第1章は、総則についての定めであります。

第1条は、制定の趣旨についての定めであり、この条例は、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものであります。

第2条は、会計年度任用職員の給与の定めであり、前条の給与とは、法第22条の2第

1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいうと定めるものであります。

第2項は、給与は現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができると定めるものであります。

第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与についての定めであります。

第3条は、給料の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に掲げる給料表によるものとするものと定めるものであります。なお、9ページ及び10ページが別表第1の給料表となっておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

第4条は、職務の級の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑性、困難性及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表によるものとするものと定めるものであります。

第2項は、フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項に規定する基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項除き、以下同じ。）が決定すると定めるものであります。なお、11ページが別表第2の等級別基準職務表となっておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

3ページになります。第5条は、号俸の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定すると定めるものであります。

第6条は、給料の支給方法の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、砂川市職員諸給与条例の適用を受ける職員の例によると定めるものであります。

第7条は給与の減額について、第8条は通勤手当について、第9条は特殊勤務手当について、第10条は時間外勤務手当について、第11条は休日勤務手当について、第12条は夜勤手当についての定めであり、それぞれ給与条例の適用を受ける職員の例によると定めるものであります。

第13条は、期末手当の定めであり、フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当の支給の範囲及び額については、給与条例の適用を受ける職員の例によると定めるものであります。

第2項は、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすと定めるものであります。

4ページになります。第3項は、6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月のフルタイム会計年度任用職員とみなすと定めるものであります。

第4項は、期末手当は、基準日に属する月の給料支給の日に支給すること。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日、砂川市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日及び指定金融機関が休日に当たるときは、順次これを繰り上げると定めるものであります。

第14条は、勤務1時間当たりの給与額の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与の額は、給与条例の適用を受ける職員の例によると定めるものであります。

第3章は、パートタイム会計年度任用職員の給与等の定めであります。

第15条は、報酬の定めであり、パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額及び時間額として定めるものとするものと定めるものであります。

第2項は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とするものと定めるものであります。

第3項は、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とするものと定めるものであります。

第4項は、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とするものと定めるものであります。

第5項は、前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とするものと定めるものであります。

第6項は、パートタイム会計年度任用職員には、第2項から第4項までの規定により算定する報酬のほか、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬を支給すると定めるものであります。

第16条は、特殊勤務に係る報酬の定めであり、パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項に規定する業務に従事したときは、特殊勤務に係る報酬を支給すると定めるものであります。

第2項は、特殊勤務に係る報酬の支給は、給与条例の適用を受ける職員に支給される特殊勤務手当の例によると定めるものであります。

5ページになります。第17条は、時間外勤務に係る報酬の定めであり、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給すると定めるものであります。

第2項は、前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とすると定めるものであります。

第1号は、正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務、第2号は、前号に掲げる勤務以外の勤務と定めるものであります。

第3項は、前2項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでないと定めるものであります。

第4項は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じた得た額を時間外勤務に係る報酬として支給すると定めるものであります。

第1号は、第1項の勤務時間について100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2号は、前項の勤務時間について100分の50と定めるものであります。

第18条は、休日勤務に係る報酬の定めであり、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの休日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）並びにこれらの休日の代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給するものと定めるものであります。

6ページになります。第2項は、前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とすると定めるものであります。

第3項は、第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しないと定めるものであります。

第19条は、夜間勤務に係る報酬の定めであり、正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給すると定めるものであります。

第2項は、前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125を乗じて得た額とすると定めるものであります。

第20条は、期末手当の定めであり、パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）の期末手当の支給の範囲及び額については、給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第33条第1項中「それぞれの基準日現在において、職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとすると定めるものであります。

第2項は、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすと定めるものであります。

第3項は、6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者

の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすと定めるものであります。

第4項は、期末手当の支給方法については、第13条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとするものと定めるものであります。

7ページになります。第21条は、報酬の支給方法の定めであり、パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日、祝日法による休日及び指定金融機関が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げると定めるものであります。

第1号は、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員は当月の21日に、第2号は、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員は翌月の21日に支給すると定めるものであります。

第2項は、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給すると定めるものであります。

第3項は、日額または時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給すると定めるものであります。

第4項は、第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算すると定めるものであります。

第22条は、勤務1時間当たりの報酬額の定めであり、第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の確保に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とすると定めるものであり、第1号は、月額による報酬の場合は、第15条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額と定めるものであります。

第2号は、日額による報酬の場合は、第15条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得ただくと定めるものであります。

第3号は、時間額による報酬の場合は、第15条第4項の規定により計算して得た額と

定めるものであります。

第23条は、報酬の減額の定めであり、月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日の代休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額すると定めるものであります。

第24条は、通勤に係る費用弁償の定めであり、パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給すると定めるものであります。

第2項は、通勤に係る費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。ただし、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とすると定めるものであります。

8ページになります。第25条は、公務のための旅行に係る費用弁償の定めであり、パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給すると定めるものであります。

第2項は、旅行に係る費用弁償の額は、砂川市職員の旅費に関する条例に定める額とし、同条例別表第1に規定する2級の区分を適用すると定めるものであります。

第4章は、雑則についての定めであります。

第26条は、会計年度任用職員の給与からの控除の定めであり、給与条例第1条の3第2項の規定は、会計年度任用職員について準用すると定めるものであります。

第27条は、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の定めであり、第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めると定めるものであります。

第28条は、退職者の給与の定めであり、会計年度任用職員が退職にされたときは、いかなる給与も支給しないと定めるものであります。

第29条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日についての定めであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、会計年度任用職員への移行に係る経過措置の定めであり、この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日まで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の法に基づき任用されていた非常勤職員及び臨時的任用職員が、施行日において引き続き会計年度任用職員として任用され、この条例の適用を受ける

こととなった場合の給料の月額（パートタイム会計年度任用職員の場合にあっては、報酬の月額、日額及び時間額。以下同じ。）が施行日の前日に受けていた報酬又は賃金の月額、日額及び時間額に達しないこととなる者には、給料の月額が施行日の前日に受けていた報酬又は賃金の月額、日額及び時間額に達するまでの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員の場合にあっては、報酬）として支給することを定めるものであります。

第3項は、非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の廃止の定めであり、非常勤嘱託員等の給与等に関する条例は、廃止するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人情報及び要配慮個人情報の定義を明確化するとともに条文を整理するため、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに改正の概要についてご説明いたします。これまでの個人情報の定義は、特定の個人を識別することができるものとしておりましたが、個人情報を容易かつ客観的にするため、法の定義に個人識別符号及び要配慮個人情報が追加され、個人情報の範囲がより明確化されましたので、条例を改正するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正であります。

第2条は、定義の定めであり、第2条の全文を改正しておりますが、改正した部分についてご説明申し上げます。

第1号、個人情報を「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう」に改め、同号の次に、ア、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。

イ、個人識別符号が含まれるものを加えるものです。

また、同条第2号、個人識別符号、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア、特定の個人の身体の一部の特徴電子計算機の用に供するために変換した文字、番号記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができないもの。

イ、個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるものを加えるものであります。

次に、同条第2号を現行のまま第3号に繰り下げ、同条第3号を第4号とし、「図画、写真及び」を「図画若しくは」に改め、括弧書きの「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削るものであります。

次に、同条第5項として、要配慮個人情報、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいうを加えるものであります。

続いて、同条第4号を第6号に繰り下げ、第5号を第7号とし、第2項の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、第6号を第8号とし、「利用し、又は提供するもの」を「利用するもの」に改めるものであります。

第3条は、実施機関の責務の定めであり、同条第2項中「使用」を「利用」に改めるものであります。

第4条は、個人情報取扱事務の届出の定めであり、同条第1項中、第6号を第7号とし、第5号の次に第6号、個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨を加えるものであります。

第5条は、収集の制限の定めであり、同条第2項本文中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因なるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第3項第4号中「健康、生活」を「身体」に改め、「ため、」の次に「緊急かつ」を加え、同項第6号中「精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如」を「心身喪失」に、に「できない」を「困難な」に改めるものであります。

なお、本条において健康生活を身体に改めておりますが、第6条、第13条においても同様に改めております。

第6条は、利用及び提供の制限の定めであり、同条第1項第4号中「ため、」の次に「緊急かつ」を加えるものであります。

第8条は、適正な管理の定めであり、同条第1項中「き損」を「毀損」に改めるものであります。

第9条は、委託に伴う措置の定めであり、同条第2項中「使用」を「利用」に改めるものであります。

第13条は、個人情報の開示の義務の定めであり、同条第3号本文中「又は」の次に「開示請求者以外の」を加え、同条6号エ中「国又は」を削るものであります。

第17条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の定めであり、同条第2項中、ただし書きとして、「ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。」を加え、同項第1号及び同条第3項中「当該情報」を「当該個人情報」に改めるものであります。

第20条は、訂正等の請求手続の定めであり、同条第2項中「第19条又は前条に規定する」を削るものであります。

第22条は、適用除外の定めであり、同条第1項中「手続き」の送りがな「き」を削り、同条第2項第1号中、第2条を第2条第6項に改め、「及び」の次に「同条第7項に規定する」を加え、「並びに事業所母集団データベースに係る」を「に係る同条第11号に規定する調査票情報（次号において「調査票情報」という。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する」に改め、同項第2号中「及び第25条」を削り、「係る」次に「調査票情報に含まれる」を加えるものであります。

第26条は、第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続の定めであり、本文中「の各号」を削るものであります。

第27条は、審査会の定めであり、同条第5項中「前各号」を「前各項」に改めるものであります。

第30条は、意見書等の提出の定めであり、ただし書き中「ただし」を「この場合において」に改めるものであります。

次に、第2条は砂川市情報公開条例の一部改正であります。

第4条は、利用者の責務の定めであり、本文中「使用」を「利用」に改めるものであります。

第8条は、公文書の公開義務の定めであり、同条第1号本文中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により」を加え、同号イ、同条第3号ただし書き及び第4号中「健康、生活」を「身体」に改め、同条第6号エ中「国又は」を削るものであります。

第12条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の定めであり、同条第2項に次のただし書き、「ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。」を加え、同条第3項中「した意見書」の次に「（以下「反対意見書」という。）」を加え、

「意見書（以下「反対意見書」という。）」を「反対意見書」に改めるものであります。

第19条は、審査会の定めであり、同条第5項中「前各号」を「前各項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。5ページになります。第2条第2号ア中、当該特定の個人を識別できるものをできないものと言い間違えました。訂正しておわび申し上げます。

○議長 水島美喜子君 議案第4号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

議案第4号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するとともに、条文を整理するため、職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、9ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正であり、題名を砂川市職員の分限についての手続及び効果に関する条例に改めるものであります。

第3条は、休職の効果についての定めであり、第5項として、法第22条の2第1項に規定する職員（次条において「会計年度任用職員」という。）に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期（次条において「任期」という。）の範囲内とするを加えるものであります。

第4条は、同じく休職の効果についての定めであり、第2項として、会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、「期間が3年に満たない場合」とあるのは「期間の末日が任期の末日前である場合」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「任期の範

囲内」とするを加えるものであります。

第2条は、砂川職員定数条例の一部改正であります。

第2条は、職員の定義についての定めであり、ただし書き中「臨時的に任用された者」を削るものであります。

第3条は、職員の定数の定めであり、第2項中「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」を「砂川市職員の分限についての手続及び効果に関する条例」に改めるものであります。

10ページになります。第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正であり、題名を砂川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に改めるものであります。

第3条は、減給の効果についての定めであり、同条中「給料」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬）」を加え、「給与から」を削るものであります。

第4条は、公益的法人等への砂川市職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。

第2条、職員の派遣についての定めであり、第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改めるものであります。

11ページになります。第5条は、砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第2条は、育児休業をすることができない職員についての定めであり、第3号とし、ア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員について記載のとおり加えるものであります。

第2条の2は、育児休業法第2条第1項の条例で定める者についての定めであり、「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改めるものであります。

12ページになります。第2条の2の次に第2条の3として、育児休業法第2条第1項の条例で定める日について加えるものであり、育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とするものであります。

第1号は、次号及び第3号に掲げる場合以外の場合について、非常勤職員の養育する子の1歳到達日とすること。

第2号は、非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除

く。)については、当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業した日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)とすること。

第3号は、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、ア、イのいずれにも該当するときについて当該子の1歳6か月到達日とすることを加えるものであります。

13ページになります。最初の育児休業をした職員が特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができる期間を定めた第2条の3を第2条の4に改めるものであります。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情についての定めであり、第7号として、第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。第8号として、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度任用することに伴い、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすることを加えるものであります。

14ページになります。第7条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給についての定めであり、第2項中「している職員」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)を加えるものであります。

次に、第8条の見出し中「育児休業した」を「育児休業をした」に改め、同条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加えるものであります。

第15条は、部分休業することができない職員についての定めであり、「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、第1号として、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員。第2号として、ア、イのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方

公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を加えるものであります。

15ページになります。第16条は、部分休業の承認についての定めであり、第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、第2項中「(昭和22年法律第45号)」を削り、第3項として、前項の規定にかかわらず、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児休業又は育児または介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとするを加えるものであります。

第17条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いについての定めであり、第2項として、前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額するを加えるものであります。

第6条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であり、題名を砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に改めるものであります。

16ページになります。第5条は、補償基礎額についての定めであり、第5号として、給料を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額を加えるものであります。

第7条は、砂川職員諸給与条例の一部改正であります。

目次中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改めるものであります。

第16章の章名を会計年度任用職員の給与に改め、第41条を法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定めるに改めるものであります。

次に、第42条を削り、第43条を第42条とするものであります。

17ページになります。第8条は、砂川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条は、任命権者の報告事項についての定めであり、「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加えるものであります。

第9条は、砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第2条は、給与の種類についての定めであり、第1項中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改め、「(以下「臨時職員」という。)」を削り、「以下同じ」を「(以下同じ)」に改めるものであります。

第20条は、全文を改めるもので、見出しを会計年度任用職員の給与とし、第1項は、

地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員として任用された病院事業職員（次項において「会計年度任用職員」という。）の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによること。

第1号は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用された病院事業職員の給与については、報酬及び期末手当とすること。

第2号は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された病院事業職員の給与については、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とすることを定めるものであります。

第2項は、会計年度任用職員の給与は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、管理者が別に定めるものであります。

18ページになります。附則として、第1項は、この条例の施行期日についての定めであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、公務災害補償等に関する経過措置についての定めであり、第6条の規定による改正後の砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用することを定めたものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第5号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の趣旨に基づく国家公務員の措置を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定を改めるとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。公務員は一部の業務を除いて労働基準法が適用除外となっており、これまで正規の勤務時間以外における勤務については労働基準法を基本として運用しておりましたが、明確な根拠がなく、このたび国家公務員において人事院規則によりその規定が定められましたので、本市職員に対してもその措置を踏まえ、条例を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

初めに、題名を砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に改めるものであります。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務の定めであり、第3項として、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市規則で定めるを加えるものであります。なお、規則では時間外勤務の上限

を1カ月45時間、1年360時間を基本とし、また例えば選挙事務など一時的に業務が繁忙であったとしても1カ月の上限は100時間未満、2から6カ月の平均80時間、1年720時間を上限とし、ただし1年間で1カ月45時間を超える月数は6月以内などと定めることとしております。

附則といたしまして、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は令和2年1月1日から施行するものであります。

また、第2項の砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第3項の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正、第4項の砂川市職員諸給与条例の一部改正は、本条例を引用していることから、題名を変えたことによる一部改正であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

次、議案第8号、砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては13ページ、議案第8号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中、100分の92.5を12月支給分について100分の5引き上げ、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5に改めるもので、令和元年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第2、別表第4、別表第5の給料表の改正であります。3ページから12ページが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、15ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。なお、職員に対する影響につきましては、行政職給料表で平均653円、0.22%の引き上げ、医療職給料表2で平均1,500円、0.72%の引き上げ、医療職給料表3で平均267円、0.08%の引き上げとなり、砂川市平均では645円、0.22%の引き上げとなっております。

13ページにお戻りいただきたいと存じます。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項の6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を100分

の95に改めるものであります。令和2年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものでございます。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案6号に戻りまして、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の100分の225を100分の5引き上げ、100分の230に、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の113を100分の2引き上げ、100分の115に、在職期間が3か月未満の100分の58を100分の2引き上げ、100分の60に改めるもので、期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当について、在職期間が6か月の100分の220を100分の5引き上げ、100分の225に、在職期間が3か月以上6か月未満100分の110を100分の3引き上げ、100分の113に、在職期間が3か月未満の100分の57を100分の1引き上げ、100分の58に改めるもので、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の100分の230を100分の5引き下げ、100分の225に、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の115を100分の2引き下げ、100分の113に、在職期間が3か月未満の100分の60を100分の2引き下げ、100分の58に改めるもので、令和

2年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。改正内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の支給額について100分の225を100分の5引き上げ、100分の230に改めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230を100分の225に改めるものであり、令和2年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次、議案第9号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る規定を改めるとともに条文を整理するため、砂川市職員諸給与条例等の

一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第32条は、支給範囲の定めであり、同条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削るものであります。

なお、第35条の支給範囲、第40条の退職者の給与の定めにおいてもそれぞれ同様の文言を削除するものであります。

第33条の2は、支給の額の定めであり、第2号中「（法第16条第1号に該当してその職を失った職員を除く。）」を削るものであります。

第35条の第2項中「32条」を「第32条」に改めるものであります。

第40条であります。第15章は退職者の給与の定めであり、章のつくりが1条であるため、条文の見出しを削るものであります。

次に、第2条、砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第23条は、職員の定めであり、同条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めるものであります。

次に、第3条、砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第12条は期末手当、第13条は勤勉手当の定めであり、それぞれ「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失い」を削るものであります。

附則として、この条例は、令和元年12月14日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、郵便差出箱及び信書便差出箱に係る使用料について、砂川市道路占用料徴収条例に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第10号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表は、行政財産使用料の算定基準であります。その他の項中、郵便差出箱及び信書

便差出箱について、年1個270円を280円に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第15号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の支給の額について100分の225を100分の5引き上げ、100分の230に改めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の230を100分の225に改めるものであり、令和2年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1項の規定による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第11号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、日本工業規格を日本産業規格に改めるとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第11号附属説明資料の新旧対照

表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、手数料の徴収の定めであり、第1項第6号を法律の規定により、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができることとされている者に対する戸籍事項の証明であるときに改めるものであります。

5ページになります。別表第1（第2条関係）備考中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 私から議案第12号から第14号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、占用料の額の定めであり、第2項本文中「100分の110を乗じて得た額」を「、当該道路占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額に改め、同項ただし書き中「100分の110を乗じて得た額」を「、当該各年度において当該道路占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額」に改めるものであります。

別表（第2条関係）は、道路占用料の額であり、現行の道路占用料の額は道路法施行令に基づく国道の道路占用料に準じた額として定めておりますが、令和2年4月1日施行として施行令の改正が行われたことから、改正後の欄のとおり改めるものであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、公園を占有する場合の使用料について、砂川市道路占有料徴収条例に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。

砂川市都市公園条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第9条関係）を改めるものであります。

別表第2（第9条関係）は、使用料の額の定めであり、第3項、公園を占有する場合の使用料につきまして、砂川市道路占有料に準じた額として改正後の欄のとおり改めるものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、中空知広域水道企業団の水道料金が改定されたことに伴い、助成金を算定するための料金の額を改めるとともに条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、条例改正の経緯についてご説明させていただきます。本市の水道事業につきましては、中空知広域水道企業団が運営を行っておりますが、このたび中空知広域水道企業団では、平成20年4月に料金を統一して以降消費税率改定に伴う分を除いて11年余り水道料金を維持してまいりましたが、給水人口の減少や施設設備の老朽化などにより今後の経営が大変厳しくなる見通しであることから、令和2年4月1日より水道料金について平均改定率6%、消費税率改定分を含めると8%の改定をすることとしたため、本条例の助成金を算定するための料金の額を中空知広域水道企業団の改定率に準じて改正するとともに条文の整理を図るものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市水道料金助成条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、助成対象者の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第5条は、助成の方法の定めであり、第3項中「交付すべき額を」を「対し」に、「ところ」を「方法」に、「助成対象者に支払う」を「助成金を交付する」に改めるものであります。

第9条は、委任の定めであり、「市長が別に」を「規則で」に改めるものであります。

別表（第4条関係）は、助成金を算定するための料金の額の定めであり、第1項の第2条第1号に定める世帯中、この世帯とは生活保護世帯、母子、父子及び寡婦世帯、70歳以上の老人世帯、重度身体障害者世帯を対象としているものであり、基本料金（1月につき）、料金765円を825円に、超過料金、1立方メートルにつき162円を174円に改めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、助成金の額に関し、この条例の施行の日前から継続して水道を使用し、令和2年4月30日までの間に算定する料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 議案第16号 砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約を制定するものであります。

制定の理由は、学校給食に係る事務のうち、上砂川町から委託依頼があった調理及び洗浄に関する事務を受託するため、本規約を制定しようとするものであります。経過についてご説明申し上げます。

今回の学校給食の調理及び洗浄の事務委託に係る事務につきましては、上砂川町から調理職員の確保や施設の老朽化も進んでいることから、砂川市を受託市として上砂川町委託町として、砂川市において調理及び洗浄の事務を執行しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。規約についてご説明申し上げます。第1条は、趣旨規定で、この規約は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、砂川市と上砂川町における学校給食に関する事務の委託について必要な事項を定めるものであります。

第2条は、委託事務の範囲で、上砂川町は、学校給食の調理及び洗浄に関する事務を砂川市に委託するものであります。

第3条は、管理及び執行の方法で、委託事務の管理及び執行については、砂川市の条例、規則及び規程の定めるところによるものであります。

第4条は、経費の負担規定で、第1項では、委託事務の管理及び執行に要する経費は、上砂川町の負担とし、上砂川町はその年度に要した経費を砂川市に支払うものとし、第2項では、経費の額及び納入の時期は、砂川市長と上砂川町長との協議により定めるものとし、砂川市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を上砂川町長

に送付しなければならず、第3項では、経費の負担については、砂川市と上砂川町との間で基本的な算定方法を定めるものであります。

第5条は、委託事務の収支の分別規定で、砂川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収支については、砂川市歳入歳出予算において分別して計上するものであります。

第6条は、決算の場合の措置で、砂川市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を上砂川町長に通知するものであります。

第7条は、連絡会議等の定めで、第1項では、砂川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、上砂川町長と連絡会議を開くものとし、第2項では、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて上砂川町の学校給食事務関係者との調整会議を開くことができると規定するものであります。

第8条は、条例等改廃の場合の措置の定めで、第1項では、委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部または一部を改廃しようとする場合においては、砂川市長は、あらかじめ当該条例等を上砂川町長に通知しなければならず、第2項では、これらが改廃された場合において、砂川市長は、直ちに当該条例等を上砂川町長に通知しなければならず、第3項では、これら通知があったときは、上砂川町長は直ちに当該条例等を公表しなければならないと規定するものであります。

附則第1項として、この規約は、令和2年4月1日から施行することとし、附則第2項は、委託事務の全部または一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市長がこれを決算し、この場合において、決算に伴い剰余金が発生したときは、速やかに上砂川町に還付しなければならないと規定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ126億101万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは本補正による臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項10目市民生活推進費

の補正は、バス運行に係る各路線における収支不足額補償金であり、北海道中央バスが運行する路線において平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間における収支不足額に係る市町負担額について路線距離数に応じた砂川市の負担率に基づき負担するもので、二重丸、上砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金121万6,000円は、市町負担額264万2,000円について砂川市と上砂川町との間で砂川市の負担率46%に基づき負担をするものでございます。二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金164万7,000円は、市町負担額424万4,000円について砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市との間で砂川市の負担率38.8%に基づき負担するものであります。二重丸、滝川奈井江線バス運行に要する経費の収支不足額補償金179万2,000円は、市町負担額291万円について砂川市、滝川市、奈井江町との間で砂川市の負担率61.56%に基づき負担をするものであります。

次に、2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費の標準宅地時点修正委託料5万5,000円の補正は、北海道が実施した令和元年7月1日時点での地価調査において市内の全調査地点で地価の下落が見られたことから、適正評価のため、標準宅地5地点の鑑定評価を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。18款繰入金で471万円の補正は、財政調整基金繰入金により財源調整を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第2号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 議案第2号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について総括質疑を行います。

本条例の制定は、地方公務員の臨時非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することが目的と聞いておりますが、市の関係と、それから市立病院について同じこととお伺いをしたいと思います。

まず1点目、会計年度任用職員制度になって、現在働いている臨時あるいは嘱託職員の

方々は引き続き勤務されると思いますが、その皆さん方に不利な労働条件になるのではないかと心配しますが、その点についてをお伺いいたします。

2点目は、現時点で会計年度職員制度の対象となる職員数と主な職種についてをお伺いいたします。

最後に、3点目、新制度導入により新年度予算に与える影響額についてをお伺いします。以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 3点ほど総括質疑ということでございました。市役所の部分について私から答弁させていただきます。

まず、現在働いてる方々に対して労働条件が不利になることはないかということでございます。平成29年に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の目的は、臨時非常勤職員の適正な任用と勤務条件等の確保であり、令和2年4月から一般職の会計年度任用職員制度が創設されまして、任用、服務規律、期末手当の支給等が規定されるとともに、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることとなりますが、現在本市に在籍いたします臨時職員と嘱託職員については全て会計年度任用職員に移行するものでございます。会計年度任用職員には、正規職員に準じた給料表による給料または報酬の水準の決定、任用時における職務経験等の換算及び再度の任用の際における職務経験等を踏まえての昇給的運用、任期や1週間当たりの勤務時間によっては期末手当が支給されるほか、休暇等についても拡充されるなど、本市においては改正法の趣旨及び総務省が示す制度の導入に向けた事務処理マニュアルに基づいた制度設計といたしましたことから、会計年度任用職員制度の導入に伴い、現在働いてる方に不利な労働条件にはならないものであります。

次に、現時点での対象となる職員数と主な職種についてでございます。12月1日現在、市役所では臨時職員が97名、嘱託職員が88名、合計185人を任用しております。臨時職員の主な職種につきましては保育士が42人、事務補助員が30人、調理員が16人、屋外体育施設業務員が4人、保健師2人であり、嘱託職員の主な職種につきましては学校校務補助業務員が8人、給食センター調理員が8人、保育士が7人、学校事務生補助業務員が6人、特別支援教育支援員が6人、体育施設業務員が6人、地域おこし協力隊が6人と、主な数字となっております。このうち、来年3月で任用が終了する事務補助員4名を除く181人のほか、現在は任用しておりませんが、7月から9月までの期間任用しております学校プール監視員や確定申告時期に任用している事務補助員も含め約190人の方々が制度の対象者として会計年度任用職員に移行することを想定するものでございます。移行に当たりましては、現在任用している臨時職員及び嘱託職員の業務内容、勤務時間を基本として移行する考えでありまして、現在フルタイムの臨時職員及び嘱託職員は任用していないことから、全員をパートタイムの会計年度任用職員として任用する予定としてい

るところでございます。

それと、3点目として影響額についてでございます。新制度の導入に伴いまして、任期の定めが6月以上、かつ1週間当たり15時間30分以上勤務される方については、6月1日及び12月1日の基準日に在籍される職員に対しては新たに期末手当を支給することとなります。期末手当につきましては、正規職員と同様に6月期については1.3か月、12月期について1.3か月つきの年間2.6月の支給となりますが、基準日前6か月の在職期間の割合を適用するということから、令和2年度につきましては6月手当については制度導入後2か月ということでございます。来年に限っては6月期の期末手当については全ての方が、1.3月の月数の30%ということから0.39月の月数となりまして、来年については年間通して1.69月という期末手当が支給されることとなります。令和3年度以降につきましては、引き続き職員として任用された場合については6月期については100分の100という支給率になりますから、年間を通しては2.6か月の期末手当の支給となります。

これら新制度導入によりまして新たに支給する期末手当分、任用時における職務経験の換算による月額報酬の増加分、これらの増額に伴う社会保険料等の事業主負担分としての法定福利費の増加が新年度予算以降に与える影響となります。概算ではあります。予算上令和2年度の影響額につきましては、手当分として約3900万、報酬分で800万、法定福利費で700万、総額5,400万の負担の増になるものと試算しております。また、令和3年度以降の影響につきましては、今年度の比較においては期末手当分で約6,000万、報酬分で約800万、法定福利費で約1,000万、総額で7,800万円の負担増になると試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から市立病院関係について順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の現在働いている方々が不利な労働条件にならないのかについてでございますが、会計年度任用職員制度への移行に伴い、当院で勤務する臨時非常勤職員の給与または報酬の水準決定、あと任用時の勤務経験等の換算や昇給的な運用、期末手当の支給、休暇制度などを制度設計につきましては全て市に準じていることから、現在働いている方々に不利な労働条件になることはないものと考えているところであります。

続きまして、2点目の対象となる職員数と主な職種についてでございますが、12月1日現在、市立病院では臨時職員が142人、嘱託職員53人、合計195人を任用しております。臨時職員及び嘱託職員の職種につきましては、嘱託医師3人、研修医師18人、看護師43人、診療放射線技師1人、臨床検査技師4人、事務補助員14人、医師事務作業補助者31人、調理員26人、その他55人となっております。なお、会計年度任用職員

への移行に当たりましては、現在任用している臨時職員及び嘱託職員の業務内容、勤務時間を基本として移行することとしており、現在研修医師についてはフルタイムの会計年度任用職員として任用し、研修医以外の全ての職種についてはパートタイムの会計年度任用職員として任用する予定であります。

続きまして、3点目の影響額についてであります。新制度の導入に当たり、市と同様の制度であるため、新たに支給する期末手当分、任用時における職務経験等の換算による月額報酬の増加分、これらの増加に伴う法定福利費の増加分に加え、フルタイム会計年度任用職員が支給対象となる退職手当金の引当金の増加分などが影響額となりますが、概算で申し上げますと、制度導入初年度の令和2年度の影響額につきましては、期末手当分が約5,400万円、報酬分が約680万円、法定福利費が約1,890万円、退職給付金が約880万円、総額で約8,850万円の負担増になるものと試算しております。また、2年目以降の影響額につきましては、期末手当分が約8,100万円、報酬分が約330万円、法定福利費が約2,680万、退職給付金が約890万円、総額で1億2,000万円の負担増になるものと試算しております。

○議長 水島美喜子君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 影響額を聞いて正直びっくりしてしまっているのですが、砂川市あるいは病院で働く方々の給料が上がっていくという意味でいえば、それはそれでよかったなということにはなるのだろうとは思っているのですが、最近よくテレビなんかで、公務員というか、地方公務員の臨時あるいは非常勤職員のいろいろな報道や何か最近とみに多くなっているように思うのですが、中には臨時の方々が多過ぎて、災害時には正職員だけではなかなか対応できないという話題も出ていたりとか、あるいは各自治体によっては限られた財源の中で期末手当を出すということがあるので、そのかわりに本給を下げってしまうような、そんな自治体もあるということで、砂川市はどうかも含めて今回お伺いしてみたのですが、砂川市の場合は本給に関しても、それから期末手当に関してもしっかりと出すという方向性は今お伺いをしました。

今よりも多く人件費として、砂川市の財政あるいは病院の事業会計から出ていくことになっていくのです。この大きな金額がせめてその地域の経済の活性化につながっていただければいいなどは正直思うのですが、それぞれ今後会計年度の職員になられる方々は砂川市内に住まわれている方々がほとんどだと理解をしてよろしいのかどうかを次の質問でお伺いしたいと思います。これは、病院のほうでもお願いしたいのです。

それから、令和3年度以降になると市の関係では7,800万円、病院の関係では1億2,000万円の影響額が出るというお話です。今まで国がこういうことを決めるときというのは、大概それに向けての地方公共団体に対しての財源措置を準備してやってくるというのが今までの通常の流れかと思うのですが、この辺の国の新しい制度に向かった財源措置の関係をお伺いをしたいと思うのですが、2回目は以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、臨時、嘱託さんの住まわれている居住地の関係でございます。基本的には市内に、広報すながわ等で募集をしている関係もありましてほとんどが市内の方ということではあるのですけれども、一部職種によりましては、ここでいうと保育士さんですとか、なかなか人材がいらっしゃらないという中では近隣の市町にお住まいの方も通われているという例があるのですけれども、一般の事務についてはほとんどが市内の方という実態でございます。

それから、財源措置の関係でございます。今回の会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、特に期末一時金の支給に伴う経費負担があるのですけれども、これまでも市長会を通じて財源負担をしてほしいと、財政措置をするべきだと要望を続けているところではあるのですけれども、現段階では来年度の地方財政対策をめぐる折衝ということで総務省と財務省が今現在やっているようでございますけれども、経費に関しては7月の段階での地方の大きな予算措置の部分で総務省で数字を出してるものには入っていませんでしたけれども、別枠として財源措置をすべきだということで、総務省では7月以降に各自治体へのどの程度の人が臨時、非常勤でいるのか、そして影響額はどのくらいだという調査をさせていただいておりますので、総務省的には全体の数字は押さえていると思うのですけれども、今まさに財務省との折衝をしている状況でございます。どの程度計上していただけるのかはまだはっきりしていない、詰まっていないというような情報を得ているところでございます。一定程度あると思っはいるのですけれども、100%かということ、それぞれの自治体における臨時、非常勤の職員の数はバランス的にはばらばらでございますので、その辺の平均的な部分は今のところわからないのが正直なところでございます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 居住地の関係ですけれども、今ほど総務部長もありましたが、病院についても看護職が、看護師、准看護師を含めてですけれども、43人ほどおりますし、医師事務作業補助者も三十数人いますので、それら全てが市内から来ているかということ、実はそうではない。特に病院の場合は専門職が多いので、市外の方も多くいるというところであります。

あと、財政措置の関係は、市のほうで今答弁がありましたけれども、病院側についてもどのぐらい経費がふえるのかというような調査が少し前にありましたので、そちらのほうも回答はしておりますが、そこが今どうなるのかは我々もわからない状況であります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後の質問になるのですけれども、国のほうです。確かに国民に向けての言いようとか、これはとても耳ざわりがいい言いようなのだろうと思うのですけれども、ただそれを受けた地方自治体としては非常に人件費が今後、本当だったらそれは当たり前なのかもしれないのですけれども、ずっとそれまではそういう制度ではなく各自治

体でやってきたという状況でもあるわけで、これを全国自治体が同じように会計年度任用職員制度となっていくときには、砂川市では先ほどの影響額が出てくるということになるわけで、市長、全国市長会あたりでも以前からこういう話は当然わかっていたのだろうと思うし、各自治体でも何らかの国の財政措置をしてもらいたいという要望も当然あったのではないかと思うわけですが、それもあわせて、今後、国に向かって市長を先頭として、ぜひとも財源措置をとっていただきたいと思うわけですが、その辺の状況を最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 任用職員のいわゆる人件費の問題ですけれども、一応方向性としては交付税で措置しますよと言われてるので、需要額の中には入ってくる。もらった額はふえていない。でも、どこかで、総務省は自治体を困らせる省庁ではないです、何とか苦勞しながらどこかで持ってきているのだろうと。手のうちを明かすわけにいかないものですから、これ以上言うと総務省に怒られてしまうのですけれども、全国の自治体の首長がそれぞれ財源措置してくれと。でも、三位一体のときに補助金をぼろぼろ落とされて、交付税算入しますよと。交付税に入った。あんなに入ったのに額が変わらない。だけれども、臨時財政対策債で何とかその場をしのぎながら総務省が自治体を助けてきた。それも借金なのですけれども、どちらかという市町村が困らないようにするのと財務省との戦いの中でそれを決定してきてるいると。だから、要望はしているけれども、我々はどちらかという総務省の側に立って、総務省ではなくて財務省に向かって言わなければならないのが我々自治体の首長の立場と思うのです。

満度にすぐこれだけの額を交付税で見れるかという厳しいので、来年の見通しを見てみると国税がついに大幅減収、国の景気が落ちて税収がどんと落ちるので、その分の折衝が17日の日に麻生大臣と高市早苗総務大臣の交渉が始まるのですけれども、その中でそれらも踏まえて、総務省の交付税の総額をどう確保するかというのが焦点になっていて、その辺は17日を過ぎないとわからないけれども、国の状況は非常に厳しくなっています。前に小黒議員にもよく言ったのですけれども、今たまたま税収がアベノミクスの異次元の金融緩和の部分だけで景気がよくなってきているけれども、財政出動も成長戦略もやっていないから、どこかで限界が来ると、金融緩和だけでは。その限界がそろそろ見えかけてきて、これがまたV字回復すればいいのだけれども、消費税の導入もやったものですから、どうなるかわからないと。そのときに自治体が備えができていくかどうかによって、砂川とほかの市町村の違いというのはそこを見通しながらやってきてるかきていないかの違いだと思うのですよ。自分のまちは自分たちで守らなければならないから、国には言いますけれども、総務省が言っている動向をちゃんと見られるかどうか市町村の判断で、我々はどちらかという総務省を応援しながらも、いざ三位一体のときには総務省が交付税を落としましたから、あそこまで地方が疲弊するとは思っていないと言いましたけ

れども、あれをやるから政権交代してしまったわけで、そんなばかなことはもう二度と恐らくしないだろうと思うのですけれども、それに近いものは来る可能性が十分高いというのは前の事務次官から聞いていますので、それがいつかはちょっとわからないのだけれども、それをうちは備えて、しっかり6,000万って言っていましたけれども、病院のほうは大きいのですけれども、病院はちょっときつかなという感じがしますけれども、吸収しながらきちんとちゃんとやれるようなところを我々は考えていかなければならないと思っていますし、小黒議員もそれは十分わかっているものと思っています。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第3号から第5号、第8号、第6号及び第7号、第15号、第9号から第14号、第16号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私は、議案第16号の砂川市と上砂川町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定についての総括質疑を行いたいと思います。

まず1点目は、砂川市にとって学校給食の広域的な業務委託をすることでのメリットについてをお伺いいたします。

2点目は、普通は広域的な事務でやる場合には一部事務組合をつくることが多いと思うのですけれども、学校給食業務委託とする理由についてをお伺いいたします。

3点目は、もう既に新聞報道されているのですけれども、砂川の給食センターは新聞報道によると設備的には1日2,200食を調理する能力があると書かれているのですけれども、今後広域的にやる場合の人材確保はできているのかどうかをお伺いいたします。

4点目は、施設の長寿命化、老朽化してきたときに施設そのものを改修したり改築したりするという、あるいは什器備品の劣化による取りかえなどは砂川市が行うのかどうかをお伺いします。

5点目は、食べ物を扱うので、食中毒などの事故も起こりやすいと思いますが、その責任は全て砂川市が持つのかどうかをお伺いします。

最後に、6点目ですけれども、調理員については正職員はもう既にゼロのはずだと思っておりますけれども、広域業務上の問題はないのかどうかをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 （登壇） 6点ほど質疑いただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず最初に、砂川市にとって学校給食の広域的な業務委託をすることでのメリットとい

うことをございますけれども、砂川市の学校給食センターは平成10年開所当時、約2,100食の学校給食を調理しておりましたが、少子化の影響で現在は1,187食を調理しております。広域化を図ることで、食数が少なくなっても固定経費として必要になる建物や設備の維持管理費用、保守点検費用などがあり、広域化により提供する自治体には食数に応じた経費を負担いただく予定をしておりますので、経費削減につながるものであります。また、給食食材についても、数量的にまとまることで仕入れ単価の抑制にもつながるものと考えております。

次に2点目、広域的事務では一部事務組合をつくることが多いと思うが、学校給食の業務委託する理由はというご質問でございます。学校給食事業は、他の広域事務のように一部事務組合を設置して行うこともありますが、今回は上砂川町から給食事業のうち、調理業務、洗浄業務についてのみ委託方式で依頼があったことから、規約を制定し、別途協定を結ぶ方式としたところであります。

次に、3点目でございますが、設備的には1日2,200食を調理する能力があると書かれているが、その人材確保というご質問でございます。現在砂川市学校給食センターは、嘱託調理員8名、臨時調理員7名の体制で運営しており、人材確保はできておりますが、給食の献立によっては必要に応じ調理員の人数をふやして調理しておりますので、余裕を持った勤務体制を確保するため、広域化を図る自治体も含め、今後も人材確保を検討してまいりたいと考えております。

次に4点目、施設の長寿命化及び什器備品の劣化による取りかえなどは砂川市が行うのかというご質問でございます。施設の整備及び管理に関しましては、施設の長寿命化について、照明設備のLED化や屋根、外壁の大規模修繕や屋上防水改修も計画的に実施していかなければならない状況になっています。調理室内の設備については、計画的に大型の洗浄消毒設備や調理器具の更新を実施してきており、今後も調理器具の更新を計画しております。これらの改修費用や更新費用については、今年度までの事業投資と今後計画されている事業についても広域化される自治体に食数に応じて負担いただくこととしております。

5点目、食べ物を扱う上での食中毒などの事故が起こった場合、その責任は砂川市が持つのかというご質問でございます。今回委託を受ける業務が調理業務、洗浄業務であることから、この業務が原因で食中毒が発生した場合には砂川市の責任となりますが、他自治体による運搬業務や学校での喫食が原因である食中毒の場合は他自治体の責任となるところであります。

最後に6点目、調理員について正職員はゼロのはずだが、広域業務上問題はないのかというご質問でございますが、現在在籍している調理員15人中、調理師資格を有している調理員が12人おり、嘱託調理員を中心に調理、洗浄業務を行っており、衛生管理については栄養教諭を衛生管理責任者として万全を期しておりますので、広域業務であっても問

題はないと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今メリットとお伺いしたのですけれども、それぞれ子供たちの学校での給食を提供することについては、とてもいいことをみんなでやろうということであって、全体としてはいいことなのだろうとは思うのですけれども、それぞれ今回委託を申し込まれてきたところが、それぞれと言いましたけれども、もう既に報道されている新聞等では、今回上砂川町とだけの規約の制定なのですけれども、今後は上砂川町ばかりでなく、奈井江町、浦臼町ともやるというようなことはもう既に報道で言われていますし、本日の教育行政報告でも教育長がみずから3町と一緒にというようなお話もしているのです、その辺もあわせてお伺いをしていきたいと思うのですけれども、それこそ新聞報道によりますと、業務委託を申し込まれてこられた3町は、それぞれ今後人材の確保や費用が削減できるのが目的で砂川に業務委託をしていきたいという申し入れです。

それは砂川も一緒に、夏休みとか冬休み、長期の休みは給料がもらえない。調理員は意外と人材確保が難しいのだろうと正直思うのです。それは他町でも同じだし、砂川でも同じなのではないかという心配を私はしておりまして、よそにとってみるとお任せでオーケーで済むのですけれども、それを受ける砂川市の給食センターとしてみれば、人材確保もしっかりしなければならぬし、これも新聞報道なのですけれども、砂川市では現在1,187食を日常的にはつくっていて、先ほどの次長のお話ですと、つくった段階では2,100というお話もありましたけれども、能力の限界ですけれども。私たちの持っている議会要覧によりますと、学校給食センターは調理能力2,000食と書かれているのです。実際2,200食だとしても、上砂川町だけだと150食がふえるだけなので、ごめんなさい、その前に2,200食がつかれる能力があるとすると、今の砂川市の1,187食であれば53%ぐらいの稼働率になるわけです。これは甚だ、能力からしてみると半分しか実際は稼働していないとか、そんなような状況になってきているので、上砂川町は150、奈井江、浦臼が479食を委託するというようなお話があると全体では1,850食ぐらいになるのです。そうすると、大体稼働率としては84%という状況になって、今までの半分ぐらいしか動かしていないところから、来年あたりになると84%ぐらい動かしていくことになる、人材的にも、あるいは施設、什器備品、調理器具というのは、かなりフル回転になってくるような状況になってくるかと思うのです。

そうやってきたときには、今後フル回転になっていったときの人材確保みたいなものというのに苦労していくのではないかと思うのです。一番新しい広報すながわでも今2人の募集をかけているようなのですけれども、実際今の人数では足りないだろうということで、今早急に2人を確保しようとしているのかなと思うのです。もしもこの人材確保がしっかりできないでということになっていくと、まさに砂川市の責任になっていってしまうのではないかなと思うのです。そこが、一部事務組合という広域の事務のとり方をよく

するのはそここのところなのではないかと思うわけです。それは、くるくるのことでもそうだし、それから火葬場のことでもそうで、あるいは歌志内でやっている燃やせるごみのエネクリーンのことでもそうなのですけれども、実際構成市町が負担金を毎年払いながら、施設の例えば改築や何かが必要なきには、あるいは機材や器具の取りかえをするというときには、それぞれの構成の市町が負担金を出しながら運営していくという形がまさに一部事務組合ということだと思えるのですけれども、私はそうしたほうがよろしいのではないかと考えています。なぜ今回は、こんなふうに急がれてというか、砂川市が業務委託という形で受けられたのかなとは思っています。

かなり前から、それぞれの町からはこんな状況でどうだろうかというようなお話は当然あったとも思いますし、実際奈井江と浦臼は2つの町ですけれども、組合をつくって今まで運営してきているのだと思うのです。そんなようなことからすれば、一部事務組合をつくりながら、子供たちの安心、安全な給食をしっかりとこの1市3町でやっていくということがよりいい運営の仕方ができるのではないかと考えているのですけれども、その辺の考え方はどんな話し合いがされてきているのかということもあわせてお伺いをしたいと思います。

人材確保も今後大丈夫だという次長のお話もあったので、そこはそう考えていかざるを得ないとは思っていますけれども、今後予特もあるので、細かいことも聞きたい点もあるので、総括質疑ですので、今の1点だけをお伺いして終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今議員さんからの質問があったとおり、他の市町村では一部事務組合、給食事務組合というのをつくって学校給食を運営してるところが確かにございます。今回上砂川町から、ある程度かなり前からお話はいただいております、今回上砂川町にも確認しておりますが、一部事務組合という形でなくて、一部事務組合となるとそれぞれの学校運営についても、例えば議会があって、中で審議されたりとか、学校給食の関係についてはいろいろとその議会で審議されたりというような状況があるのですけれども、上砂川町からは、そうではなくて、一部なので委託方式でお願いをしたいということで来ましたので、私どもとしては、砂川市議会を通しての予算計上だとかありますので、私どものほうはそういう依頼をされた上砂川町の言ってきた依頼の方式、これをそのまま受けたというところがございます。これについては、最初から上砂川町さんは組合形式でなくて委託方式ということでお願いをしたいということで言ってきましたので、私どものほうで受けたという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後にと言ったのですけれども、今の答弁を聞いて、実際今この議案にのぼっているのは上砂川町だけとの話なのですけれども、先ほどから言っているように、新聞報道では1市3町という動き方は当然起こり得ることであって、総括なので、その辺

のところもあわせてお伺いをしてしまっているのですけれども、本来であればしっかりと一部事務組合をつくって、給食費なんかも、それぞれ今の状態だったらきつとばらばらなのだろうと思うのです。同じ食材を使って同じところで作ってということになっていけば、それぞれの給食費は当然一部事務組合でやっていけば同じような形になってくるのかなとは思いますが。

3回目なので、最後の最後なのですけれども、先ほど1点目で砂川市のメリットはどんなのお話をしたのですけれども、一番学校給食で肝心だと思うのは、食の安全と安心なのだとは思うのですけれども、その次に保護者たちにとってみれば給食費の問題です。多分これから先は子供も少なくなってくるし、大きな給食センターを維持管理していくためには当然給食費の値上げも予定としてはあったのかとは思っているのですけれども、今後1市3町でやっていくと、今よりもはるかに給食をつくるという量がふえてくることもあって、運営としてはそれぞれの委託費も入ってくるだろうし、今現在よりは少しいい状況になっていくかもしれないとは思っているのですけれども、その辺のところでは、こうすることによって砂川市の子供たちの給食費の上がるのを抑えられるのかどうか、あるいは下げていかれるということまでできるのかどうか、もしそうだとすればこれは非常にいいことであるので、その辺のところ、具体的なことになるのですけれども、お伺いをしたいと思います。

それで、総務文教委員会でもう既に上砂川町と奈井江町と浦臼町の学校給食の調理業務の依頼ということで報告もあるので、この辺も聞いてみたいのですけれども、こうやって食数が多くなっていったときに、砂川市内の業者さんが今まで1,100ぐらいの発注を受けていたものが1,800以上にもなっていたということは、受注もふえることになるわけです。これは、市内経済にとっても企業にとっても非常にいいことだとは思っているのですけれども、その辺の影響は現在の市内業者さんにとってみるとどんな業態にどのぐらいのいい経済波及効果が見られるのかはぜひお伺いしたいと思っております、以上、3回目の最後の質問を終えたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、給食費の関係のご質問があったと思いますが、今回上砂川町と行う共同の学校給食については、調理して配食をするということなのですけれども、学校給食費については食材なものですから、別会計、私会計になっていますので、そちらで仕入れて、そして加工して、そしておかずとして出すことに対する給食費なものですから、先ほど1回目で答弁申し上げた経費の節減になるという部分とは別の会計になります。ですから、給食費を上げるのを抑えるというのは少し別の、食材が高騰していたら当然上げないとならない。それから、これからの見通しを見て、もし上がるのであれば上げないとならないと、そういう検討をするのは食材の加工をして仕入れてきて調理をするという、そこで1食当たり幾らかかるかということを出しておりますので、直接的には共同でやる

ことによって給食費のこの値段を抑制することということには、申しわけないのですが、つながっていないという状況でございます。別会計ということでございます。

それから、業者がこれから受注がふえるという、この波及効果ということで、実際は数字的なものは用意してございませんが、これについては、市内でもお肉屋さんですとか、それから惣菜屋さん、それから野菜を売っている小売店、それから製麺、ラーメンとかです。そのようなところで今業者から入れているわけですがけれども、これについては砂川の業者の中で数がふえるということになりますので、一定程度は受注する金額は上がるものですから、ただ砂川以外の業者も特殊な業者、例えば牛乳ですとよつ葉さんを使っているだとか、そういう市外の業者もありますので、それらについてはそちらのほうで受注が上がるということでございます。具体的な影響の金額はありませんが、まずはおっしゃられるとおり食材の仕入れる量がふえるので、その分の経済効果は、そういう小売店ですか、食材店、肉屋さんですとか、それから野菜屋さん、そちらにはある程度効果があるものと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号から第5号、第8号、第6号及び第7号、第15号、第9号から第14号、第16号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております16議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時51分